

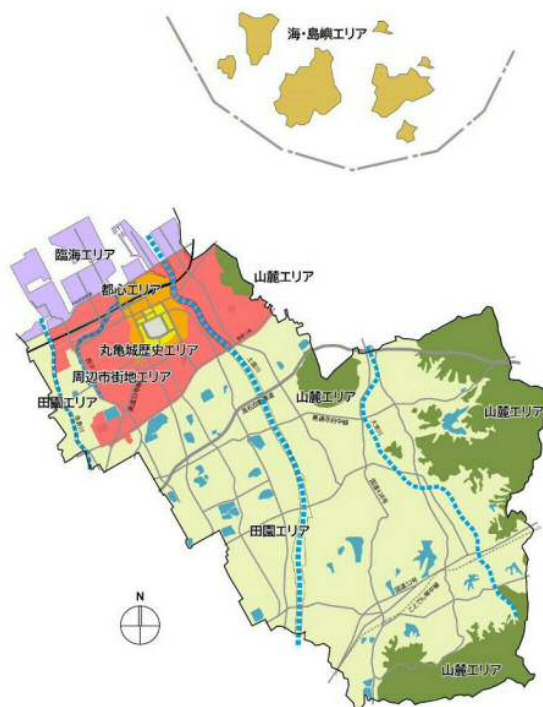
3. うるおいのある都市をめざして

近年、人々の生活基準の向上につれて価値観も変化し、ものの豊かさに加え心の豊かさが求められるようになってきました。都市についても、うるおいや憩いなど心の安らぎを享受できる、健康で快適な都市環境を持った、魅力にあふれ個性に富んだ都市が求められつつあります。このような都市づくりを進めるためには、その地域の自然景観を生かしながら、歴史や文化、伝統を取り込み、そこに住む人々と互いに協力しながら、「わがふるさと」と呼べる豊かな親しみのある環境を作り出す必要があります。

(1) 都市景観に対する取り組みと景観法

近年、うるおいややすらぎなど、都市環境の質的向上に対する県民の意識が高まり、良好な都市景観形成へのニーズが強くなってきています。このため、都市景観行政の推進にあたっては、地域の自然や歴史を生かした豊かな景観形成に配慮した対応が求められています。このような背景のもとに、本県では、土庄町（平成23年6月29日）、丸亀市（平成23年10月1日）、宇多津町（平成24年7月1日）、高松市（平成24年7月1日）、善通寺市（平成24年10月1日）及び琴平町（平成31年4月1日）で景観法に基づいた景観条例が施行されています。また、直島町（平成14年4月1日）においてまちづくり景観条例が施行され、都市景観形成に努めています。

このうち、丸亀市では、丸亀市景観計画策定から10年を迎え、まちづくりの景観形成の意義を再確認し、具体的な施策の検討などを示す目的で、令和4年3月、景観計画の見直しを実施しました。景観計画では、丸亀市全域を景観計画区域とし、『自然と歴史文化、人が織りなす丸亀らしい景観』を目指すべき景観像、「都市個性の表現」と「快適性・魅力の表現」を目標として設定しており、市内を7つに区分した景観エリアや都市景観の骨格となる景観軸、景観形成の拠点となる場所や施設となる景観核等の要素から定めた景観構造計画や一定の規模を超える建築物等の建設などに対し景観的配慮を求める景観形成基準、その他、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について定めています。



景観計画区域（区域区分図）

出典：丸亀市景観計画

景観計画の見直しにあたっては、パブリックコメントにより市民の意見を反映し、景観審議会での協議を経て改訂しました。

景観法

平成16年12月17日に景観法の一部が施行され、平成17年6月1日に全面施行されました。本県では、庁内においては「景観法活用庁内連絡会議」により、また県と市町においては「美しい景観づくり研究会」により、景観法に関して勉強・検討を行っています。

(i) 基本理念

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。
- 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません。
- 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません。
- 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです。

(ii) 責務

【国】

- 良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- 普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます。

【地方公共団体】

- 良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施します。

【事業者】

- 事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます。

【住民】

- 自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めます。

(iii) 景観計画等

● 景観行政団体

景観行政団体とは、景観行政を担う主体であり、景観計画を作成することができます。政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町は県との協議により、景観行政団体になることができます。香川県では、令和2年4月1日に坂出市が景観行政団体となったのを最後に、全ての市町が景観行政団体となっています。

● 景観計画

景観計画とは、景観行政団体が景観づくりを総合的に進めるための計画であり、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限などを定めるものです。令和6年1月現在、県内で景観計画を策定している市町は、丸亀市、土庄町、宇多津町、高松市、善通寺市、琴平町です。

● 景観計画区域（都市計画区域外でも指定可能）

- ・ 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行います。
- ・ 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能です。（命令違反した場合は代執行、罰則で担保）
- ・ 「景観上重要な公共施設」の整備が可能になります。
- ・ 「電線共同溝法」の特例が適用されます。
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定や景観協定の締結が可能になります。

- 景観地区（都市計画）又は準景観地区
 - ・都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定します。【必須事項：建築物のデザイン・色彩の制限】、【選択事項：建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限】
 - ・建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制です。
 - *建築物・工作物のデザイン・色彩の制限は、「周囲との調和」に関する判断が必要なことから、市町長が一定の裁量の幅をもって判断することができる「認定制度」を創設。
 - *但し、建築物の高さや敷地面積などは数量的な基準によるものであることから、従来と同様に建築確認で担保。
 - ・廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能となります。
- 景観重要公共施設
 - 景観重要公共施設の管理者は、景観計画に基づいて公共施設の整備を行います。
- 景観協定
 - 住民合意（全員合意）によるきめ細やかな景観に関するルールづくりを行います。
- 景観重要建造物・景観重要樹木
 - 景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全します。

(iv) 景観重要公共施設の整備等

- 景観重要公共施設
 - 景観行政団体が、景観計画区域内の景観上重要な公共施設を、公共施設の管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることにより、各管理者は景観計画に基づいて公共施設の整備を行うこととなります。
- 電線共同溝
 - 景観計画に位置づけられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能になります。
 - *円滑な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的街並みを形成する地区等の非幹線道路を「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備が促進されます。

(v) 関係省庁との連携

- 景観農業振興地域整備計画（景観農振計画）
 - 景観計画区域内にある農業振興地域について策定することができます。【農水省との連携】
 - *景観施策と農業施策（生産力最大化）の調和を図るために景観農振計画を策定することができます。
 - *例えば、景観農振計画に従った利用がなされていない耕作放棄地等について、景観整備機構が土地所有者に代わって耕作することができます。
- 自然公園法の特例
 - 景観計画に位置づけられた自然公園内における建築物の新築等についてきめ細やかなルールづくりが可能になります。【環境省との連携】
 - *景観計画に位置づけられた国立公園や国定公園内の建築物の建築等に対して、よりきめ細やかな基準とし、景観上支障があれば許可しないことができます。
- 重要文化的景観
 - 都道府県または市町の申出に基づき、景観計画区域や景観地区の中から文化庁長官が重要文化的景観を選定し、支援します（文化財保護法）【文化庁との連携】

(vi) 規制緩和による支援（建築基準法の特例）

- 景観地区における斜線制限の適用除外
壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用が除外され、統一されたスカイラインが形成されます。
- 景観重要建造物に関する規制緩和
現状の外観を保存するため、条例を定めることにより、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能になります。

建築基準法の制限緩和対象項目

第 21 条	大規模建築物の防火措置	第 55 条	低層住居専用地域内の高さの制限
第 22 条 ～第 24 条	屋根不燃区域の屋根、外壁等の防火措置	第 56 条	斜線制限
		第 56 条の 2	日影制限
第 25 条	大規模木造建築物等の外壁等の防火措置	第 58 条	高度地区
		第 61、62 条	防火地域・準防火地域内の建築制限
第 28 条	居室の採光及び換気	第 67 条	特定防災街区整備地区内の建築制限 (第 1 項、第 5 項～第 7 項に限る。)
第 43、44 条	接道義務、道路内の建築制限		
第 47 条	壁面線による建築制限	第 68 条	景観地区内の建築制限 (第 1 項、第 2 項に限る。)
第 52、53 条	容積率、建蔽率		
第 54 条	低層住居専用地域内の外壁の後退距離		

景観法の対象地域イメージ

